

給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費							共済費			合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			計 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)					
本年度	5	0	19,195	9,275	28,470	6,505	34,975								
前年度	5	0	19,110	9,220	28,330	6,545	34,875								
比較	0	0	85	55	140	△ 40	100								
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	
	本年度	575	0	335	4,260	2,820	490	385	0	0	370	0	5	0	
	前年度	600	0	335	4,255	2,725	485	415	0	0	365	0	5	0	
	比較	△ 25	0	0	5	95	5	△ 30	0	0	5	0	0	0	
	区分	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	養 老 教 養 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)							
	本年度	0	0	0	0	0	35	0							
	前年度	0	0	0	0	0	35	0							
比較	0	0	0	0	0	0	0								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給料				給 与 費				共済費 (千円)	合計		備考
		時 間 外 勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤劬手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)		住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
本年度	5	19,195	0	335	4,260	2,820	490	385	28,470	6,505	34,975		
前年度	5	19,110	0	335	4,255	2,725	485	415	28,330	6,545	34,875		
比較	0	85	0	0	5	95	5	△ 30	140	△ 40	100		
職員手当の内	区分	扶養手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通 勤手当 (千円)	へき地手 当 (千円)	特勤手 当 (千円)	兼務特 任手当 (千円)	初任給 調整手 当 (千円)	特殊勤 務手 当 (千円)	退職手 当 (千円)		
	本年度	575	0	0	0	0	0	0	0	0	370	0	
	前年度	600	0	0	0	0	0	0	0	0	365	0	
	比較	△ 25	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
本年度	5	0	0	0	0	0	0	35	0	0			
前年度	5	0	0	0	0	0	0	35	0	0			
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)			
本年度	0	0	0	0	0	0	
前年度	0	0	0	0	0	0	
比較	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	明 (千円)	備考
給料	85	1 昇給に伴う増加分	235	(1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 5人
		2 その他の増減分	△ 150	(1) 新陳代謝等に係る減分	△ 150
職員手当	55	1 制度改正に伴う増減分	55	(1) 勤勉手当等	給与改定の状況(令和元年12月以降適用) 勤勉手当0.05月分引上げ等

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	294,660
	平均給与月額(円)	331,637
	平均年齢(歳)	42.40
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	295,240
	平均給与月額(円)	320,519
	平均年齢(歳)	43.00

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	152,000
大	学 卒	186,400
国の制度	高 校 卒	150,600
	大 学 卒	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和2年1月1日現在	1 級		
	2 級	3	60.0
	3 級	2	40.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
	1 級		
	2 級	3	60.0
	3 級	2	40.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

平成31年1月1日現在

(個別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 界 給

区	分	行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	1号給(人)		1
	2号給(人)		
	3号給(人)		
	4号給(人)		4
	5号給(人)		
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	
	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
前 年 度	1号給(人)		1
	2号給(人)		1
	3号給(人)		
	4号給(人)		3
	5号給(人)		
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	

才 期末手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 階、職 務の 級 等 による 加 算 措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
本 年 度	2.025	2.025	4.05	有	
前 年 度	1.93	2.12	4.05	有	
国 の 制 度	2.25	2.25	4.50	有	

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例 措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差	異	の	内	容
扶	養	手	当	異	な	る	子の扶養手当額9,200円
地	域	手	当	異	な	る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住	居	手	当	異	な	る	手当額の上限27,000円(手当の支給対象となる家賃の下限12,000円)
通	勤	手	当	異	な	る	自動車等使用者の手当額(通勤距離に依り、1,600円~50,100円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車場料金を併せて支給(月3,000円を上限) 特別急行列車に搭乗する手当額(特別料金等の2/3を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	県営林事業債	千円 1,020,521	千円 1,010,144	千円 0	千円 10,854	千円 999,290

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			繰入金
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度 緑資源幹線林道事業賦 課金	森林づくり 推進課	69,785	平成21年度から 令和元年度まで	63,423	令和2年度から 令和8年度まで	6,339				6,339

令和2年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 使用料及び手数料			142,293	138,892	3,401			
	1 使用料		142,293	138,892	3,401			
		1 魚市場使用料		142,293	138,892	3,401	1 魚市場使用料	142,293
2 繰入金			100,986	82,328	18,658			
	1 一般会計繰入金		100,986	82,328	18,658			
		1 一般会計から繰入		81,015	75,708	5,307	1 一般会計から繰入	81,015
		2 一般会計から借入		19,971	6,620	13,351	1 一般会計から借入	19,971
3 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金		1	1	0	1 前年度繰越金	1
4 雑収入			7,029	7,215	△186			
	1 雑収入		7,029	7,215	△186			
		1 雑収入		7,029	7,215	△186	1 雑収入	7,029
歳入合計			250,309	228,436	21,873			

令和2年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業費 (職員人件費)	14,141	14,103	38			(使用料) 9,899	4,242	
事業内容の説明								
県営境港水産施設事業特別会計にて支弁する職員2名分の人件費である。								
魚市場事業費 (事業費)	182,679	160,844	21,835			(使用料等) 112,678	70,001	
トータルコスト	200,986千円(前年度176,720千円) [正職員:2.0人、会計年度任用職員:1.0人]							
主な業務内容	県営境港水産物地方卸売市場の維持管理、施設修繕、巡視							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市場の管理運営に要する経費である。</p> <p>平成21年度から指定管理制度を導入し、業務の一部を委託している。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>市場管理委託費(指定管理制度)</p> <p>(1) 指定期間 5年間(平成31年度～令和5年度)</p> <p>(2) 指定管理者 境港水産物市場管理株式会社</p> <p>(3) 委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理 ・施設の運営 ・その他知事のための権限に属する事務を除く管理業務 <p>(4) 指定管理委託料 160,552千円(5年間 801,702千円)</p>								

令和2年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費
2項 公債費
1目 元金

水産課(内線:7309)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	49,015	48,095	920			(使用料) 24,508	24,507	
トータルコスト	49,015千円(前年度48,095千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	元金償還							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の元金償還に要する経費である。								

2目 利子

水産課(内線:7309)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	4,474	5,394	△920			(使用料) 2,238	2,236	
トータルコスト	4,474千円(前年度5,394千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の利子支払に要する経費である。								

令和2年度 当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款項目	県営境港水産施設事業特別会計							
	1款 事業費	1項 事業費			2款 公債費	1項 公債費		
		1目 魚市場事業費	1目 元	2目 金子				
1 報酬	2,034	2,034	2,034	2,034				
2 給料	7,678	7,678	7,678	7,678				
3 職員手当等	4,082	4,082	4,082	4,082				
4 共済費	2,979	2,979	2,979	2,979				
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費								
8 旅費	157	157	157	157				
費用弁償	77	77	77	77				
普通旅費	80	80	80	80				
特別旅費								
9 交際費								
10 需用費	587	587	587	587				
11 役務費	665	665	665	665				
12 委託料	160,585	160,585	160,585	160,585				
13 使用料及び賃借料	1,946	1,946	1,946	1,946				
14 工事請負費								
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費								
18 負担金、補助及び交付金	196	196	196	196				
19 扶助費								
20 貸付金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料	62,216	8,727	8,727	8,727	53,489	53,489	49,015	4,474
23 投資及び出資金								
24 積立金								
25 寄付金								
26 公課費	7,184	7,184	7,184	7,184				
27 繰出金								
予備費								
計	250,309	196,820	196,820	196,820	53,489	53,489	49,015	4,474
財源内訳	国庫支出金							
	繰入金	100,986	74,243	74,243	74,243	26,743	26,743	24,507
	その他	7,030	7,030	7,030	7,030			
	事業収入	142,293	115,547	115,547	115,547	26,746	26,746	24,508

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
1 款 事 業 費		
1 項 事 業 費		
1 目 魚市場事業費		
報 酬	会計年度任用職員	1人
給 料	一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・ 国有資産等所在市町村交付金	196
償還金、利子 及び割引料	・ 市場施設改良資金	8,727
2 款 公 債 費		
1 項 公 債 費		
1 目 元 金		
償還金、利子 及び割引料	・ 市場施設改良資金	49,015
2 目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	・ 市場施設改良資金	4,474

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給与費										合計	備考		
	扶養手当 (千円)	(人)	報酬	給料	職員手当					計					共済費	
			地域手当 (千円)	時外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)		
本年度		(1) 2		2,034		7,678	3,946			13,658		2,979			16,637	
前年度		(1) 2		2,214		7,644	3,703			13,561		2,975			16,536	
比較		(0) 0		△ 180		34	243			97		4			101	
職員手当の内訳	区分		扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	
	本年度		230	0	134	1,925	1,128	196	154	0	15	148	0	2	0	
	前年度		240	0	134	1,702	1,090	194	166	0	15	146	0	2	0	
	比較		△ 10	0	0	223	38	2	△ 12	0	0	2	0	0	0	
区分		夜間勤務 手当 (千円)	定時制通 信教育 手当 (千円)	へき地 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	義務教 育等 教員 特別 手当 (千円)	単身赴 任 手当 (千円)	退職 手当 (千円)								
本年度		0	0	0	0	0	14	0								
前年度		0	0	0	0	0	14	0								
比較		0	0	0	0	0	0	0								

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与										合計	備考
	(人)	(千円)	給料	職員手当	給 与 費							共済費		
			(千円)	(千円)	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	通勤手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整手当	特別勤務手当	住居手当	宿日直手当
本年度	(0)	2	7,678	3,725										14,005
前年度	(0)	2	7,644	3,703										13,965
比較	(0)	0	34	22									△ 16	40
職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	通勤手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整手当	特別勤務手当	住居手当	宿日直手当		
	本年度	230	0	134	1,704	1,128	196	154	0	15	148	0		
	前年度	240	0	134	1,702	1,090	194	166	0	15	146	0		
	比較	△ 10	0	0	2	38	2	△ 12	0	0	2	0		
区分	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	定時制通信教育手当	へき地手当	特別勤務手当	職務放棄教員特別手当	単身赴任退職手当						
本年度	2	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0			
前年度	2	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0			
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数		給与				共済費	合計	備考
	(人)	(千円)	報酬	給料	期末手当	計			
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
本年度	1	2,034	0	221	2,255	377	2,632		
前年度	1	2,214	0	0	2,214	357	2,571		
比較	0	△ 180	0	221	41	20	61		

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	34	1 昇給に伴う増加分	47 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.08% 47 (昇給期) (人数) 4月 1人
		2 その他の増減分	△ 13 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 13
職員手当	243	1 制度改正に伴う増減分	243 (1) 勤勉手当等	給与改定の状況(令和元年12月以降適用) 勤勉手当0.05月分引上げ等

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	392,400
	平均給与月額(円)	400,320
	平均年齢(歳)	58.00
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	368,600
	平均給与月額(円)	415,978
	平均年齢(歳)	56.50

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	152,000
大	学 卒	186,400
国の制度	高 校 卒	150,600
	大 学 卒	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和2年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	100.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	1	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 3 1 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和24年法律第67号）第168条第1項の規定に基づき設置される知事の直下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 界 給

区 分		職 行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		1
	号 給 数 別 内 訳		
	1号給 (人)		1
	2号給 (人)		
	3号給 (人)		
	4号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)			100.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		2
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		2
	号 給 数 別 内 訳		
	1号給 (人)		2
	2号給 (人)		
	3号給 (人)		
	4号給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)			100.0

才 期未手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別		支 給 率	支 給 率 計 (月分)	職 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1-2 月 (月分)				
本 年 度	2.025	1.2	2.025	4.05	有	
前 年 度	1.93	2.12	2.12	4.05	有	
国 の 制 度	2.25	2.25	2.25	4.50	有	

力 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月分)	25 年 勤 続 の 者 (月分)	35 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じて決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置(1~4.5%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じて決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	子の扶養手当額9,200円
地 域 手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	異 な る	手当額の上限27,000円(手当の支給対象となる家賃の下限12,000円)
通 勤 手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額(通勤距離に概し、1,600円～50,100円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の2/3を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	泉管境港水産施設事業債	千円 303,151	千円 255,057	千円 0	千円 49,014	千円 206,043

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度 鳥取県営境港水産物地 方卸売市場指定管理料	境港水産 事務所	720,138	令和元年度まで	142,978	令和2年度から 令和5年度まで	577,160				577,160
令和元年度 鳥取県営境港水産物地 方卸売市場指定管理料	境港水産 事務所	63,983			令和2年度から 令和5年度まで	63,983				63,983

令和2年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金			千円 293	千円 293	千円 0		千円	
	1 一般会計繰入金		293	293	0			
		1 一般会計から繰入	293	293	0	1 一般会計から繰入	293	
2 繰越金			49,713	120,999	△ 71,286			
	1 繰越金		49,713	120,999	△ 71,286			
		1 繰越金	49,713	120,999	△ 71,286	1 前年度繰越金	49,713	
3 諸収入			287	1,001	△ 714			
	1 貸付金元利収入		287	1,001	△ 714			
		1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	287	1,001	△ 714	1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	287	
歳入合計			50,293	122,293	△ 72,000			

令和2年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費

2 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費

水産課（内線：7314）

1 目 業 務 費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	293	293	0				293	
トータルコスト	293千円（前年度 293千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	事務委託料の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業改善資金貸付金の貸付及び償還事務を鳥取県信用漁業協同組合連合会に委託するのに要する経費である。								

水産課（内線：7314）

2 目 貸 付 金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付金	50,000	122,000	△72,000			(諸収入等) 50,000		
トータルコスト	52,361千円（前年度 124,381千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	貸付申請・完了報告の審査、貸付金事務、償還事務、周知説明							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業の生産技術の改善、生活環境の改善及び漁業後継者の育成確保を図るため、沿岸漁業従事者等に対して、短・中期の無利子資金の貸付を行う。								
（単位：千円）								
区分	貸付対象	償還期間	本年度融資枠	貸付限度額				
経営改善資金	エンジン、GPS、魚群探知機、養殖施設等	2～10年	46,000	500～25,000				
青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始資金、研修教育資金等	3～10年	4,000	1,500～20,000				
計			50,000					

令和2年度当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

節	款 項 目	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計			
		1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費		1目 業 務 費	2目 貸 付 金
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
5	災 害 補 償 費				
6	恩給及び退職年金				
7	報 償 費				
8	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
9	交 際 費				
10	需 用 費				
11	役 務 費				
12	委 託 料	293	293	293	293
13	使用料及び賃借料				
14	工 事 請 負 費				
15	原 材 料 費				
16	公有財産購入費				
17	備 品 購 入 費				
18	負担金、補助及び交付金				
19	扶 助 費				
20	貸 付 金	50,000	50,000	50,000	50,000
21	補償、補填及び賠償金				
22	償還金、利子及び割引料				
23	投資及び出資金				
24	積 立 金				
25	寄 付 金				
26	公 課 費				
27	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	50,293	50,293	50,293	50,000
財 源 内 訳	国庫支出金				
	繰 入 金	293	293	293	
	そ の 他	50,000	50,000	50,000	50,000
	事 業 収 入				

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	
1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費	
2 目 貸付金	
貸付金 ・ 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	50,000

条 例 名 等	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1)鳥取県営境港水産物地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととする。 (2)市場関係事業者について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。 (3)売買取引及び決済の方法並びに監督について定めた規定のうち不要な規定を削除する等の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 (1)施行期日は、令和2年6月 21 日とする。 (2)2(1)の卸売業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとする。</p> <p><参考> 卸売市場法の一部改正は、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進を目的としたものであり、公正な市場の開設主体等に関する規制緩和、国等の関与の縮小を内容とするものである。 この法改正により規制が緩和され、市場関係者の意見を聞いて定めることができることとされた次の事項については、境港水産物地方卸売市場関係者の意見を聞いたうえで、現行どおり規制を維持することとした。</p>		
	事項	内容	根拠規定
	① 自己買受の原則禁止	卸売業者及びその役員、使用人である者は、仲卸業者及び売買参加者となることができない。	条例で規定
	② 商物一致の原則	卸売業者は市場内にある物品以外を卸売してはならない。	条例施行規則で規定
	③ 第三者販売の原則禁止	卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。	条例施行規則で規定
	④ 直荷引きの原則禁止	仲卸業者は、市場内において卸売業者以外から物品を買い入れて販売してはならない。	条例施行規則で規定
	⑤ 受託拒否の禁止	卸売業者は販売の委託の申込があった場合、正当な理由なくして拒んではならない。	条例施行規則で規定

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市場関係事業者 <u>(第3条—第8条)</u></p> <p>第3章 監督 (第9条—第12条)</p> <p>第4章 市場施設の利用 (第13条—第18条)</p> <p>第5章 雑則 (第19条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p><u>(卸売業務の許可)</u></p> <p><u>第3条 市場において卸売の業務（市場に出荷される水産物について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(仲卸業務の許可)</u></p> <p><u>第4条 市場において卸売業者（第3条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p><u>第1節 仲卸業者（第3条—第7条）</u></p> <p><u>第2節 売買参加者（第8条—第12条）</u></p> <p><u>第3節 附属営業人（第13条—第15条）</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法（第16条—第31条）</u></p> <p>第4章 監督 (第32条—第35条)</p> <p>第5章 市場施設の利用 (第36条—第41条)</p> <p>第6章 雑則 (第42条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p><u>第1節 仲卸業者</u></p> <p><u>(仲卸業務の許可)</u></p> <p><u>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定によ</u></p>

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 第6条又は第12条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第5条 略

(仲卸業務の許可の取消し)

第6条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号(資力信用を有しない者に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正の手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに第4条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。

(4) 略

(売買参加者の登録)

り設置された水産事務所の長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 略

(2) 第7条又は第35条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第4条 略

(業務開始等の届出)

第5条 仲卸業者は、仲卸業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第6条 仲卸業者は、事業年度(個人にあっては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。)ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第7条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号(資力信用を有しない者に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正の手段により第3条第1項の許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに第3条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。

(4) 略

第2節 売買参加者

(売買参加者の登録)

第7条 略

第8条 略

2 知事は、前項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の登録をしないものとする。

(1) 第12条又は第35条第1項第3号の規定により前項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(2) 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(4) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(5) 市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

3 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年を経過した日以後の最初の12月31日までとする。

(売買参加者の登録の更新)

第9条 売買参加者（前条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同項の登録の更新を受けなければならない。

2 前条第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(卸売を受けることの廃止の届出)

第10条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(売買参加者の登録の取消し)

第12条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録を取り消

(附属営業の許可)
第8条 略

すことができる。

- (1) 第8条第2項第2号から第4号(資力信用を有しない者に限る。)までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。

第3節 附属営業人

(附属営業の許可)

第13条 略

2. 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第15条又は第35条第1項第4号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(営業開始等の届出)

第14条 附属営業人(前条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(附属営業の許可の取消し)

第15条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条第2項第1号、第3号又は第4号(資力信用を有しない者に限る。)に該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第13条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに附属営業を遂行しないとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

(1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるもののうち、卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

(2) 災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、せり売又は入札の方法によることが著しく不相当であると認められるとき。

(3) 第20条第1項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法による卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(販売開始時刻等の周知)

第17条 卸売業者は、市場における卸売のための販売を開始するときは、あらかじめ、その時刻、場所等を関係者に周知させなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(指値のある受託水産物の表示)

第18条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物（以下「受託水産物」という。）に指値があるときは、その販売前にその旨を当該受託水産物に表示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第19条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2. 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではない。

(卸売の相手方の制限)

第20条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

2. 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めるときは、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(委託手数料)

第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2. 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又

は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

第24条 削除

(受託水産物の検収)

第25条 卸売業者は、受託水産物の受領に当たっては、検収を確実に行うとともに、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければならない。

(卸売水産物を買収した者の明示及び引取り)

第26条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買収した仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第27条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 水産物の販売の委託を受けること。

(2) 水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(仕切及び送金)

第28条 卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に対し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとともに、速やかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払)

第29条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から24日以内に、卸売業者に対し買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理者に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、指定管理者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の掲示)

第31条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が別に定める場所に掲示するものとする。

第3章 監督

(売買取引の制限)

第9条 略

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者(第7条の登録を受けた者をいう。以下同じ。)又は買出人(市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。)が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1)・(2) 略

(報告及び検査)

第10条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人(第8条の許可

第4章 監督

(売買取引の制限)

第32条 略

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人(市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。)が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1)・(2) 略

(報告及び検査)

第33条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人に対し、その業

を受けた者をいう。以下同じ。) に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

(改善措置命令)

第11条 略

(監督処分)

第12条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第7条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 附属営業人 第8条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

(改善措置命令)

第34条 略

(監督処分)

第35条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人が卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 6月以内の期間を定めて卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第3条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第8条第1項の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 附属営業人 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) 卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

(物品の品質管理)

第35条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び買出人は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

第4章 市場施設の利用

(利用の許可)

第13条 略

(行為の制限等)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。

ア 卸売業者 第3条の許可

イ 仲卸業者 第4条第1項の許可

ウ 売買参加者 第7条の登録

エ 附属営業人 第8条の許可

(3) 略

(使用料の徴収)

第16条 略

(使用料の減免)

第17条 略

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により第16条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第5章 雑則

(規則への委任)

第19条 略

別表(第2条の2、第16条関係) 略

第5章 市場施設の利用

(利用の許可)

第36条 略

(行為の制限等)

第37条 略

(利用許可の取消し)

第38条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。

ア 卸売業者 卸売市場法第58条第1項の許可

イ 仲卸業者 第3条第1項の許可

ウ 売買参加者 第8条第1項の登録

エ 附属営業人 第13条第1項の許可

(3) 略

(使用料の徴収)

第39条 略

(使用料の減免)

第40条 略

(過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により第39条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第42条 略

別表(第2条の2、第39条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の卸売

業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。）第58条第1項の規定により知事の許可を受けている者にあつては、新条例第3条の許可を受けたものとみなす。
- 4 新条例第4条第2項第1号の規定の適用については、旧法の規定（改正法附則第31条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により罰金以上の刑に処せられた者は、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。
- 5 新条例第4条第2項第2号の規定の適用については、改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条又は第35条第1項第2号の規定により旧条例第3条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新条例第6条又は第12条第1項第2号の規定により新条例第4条第1項の許可を取り消されたものとみなす。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 豚の伝染力の強い伝染病である豚熱が国内で感染拡大し、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が一部変更(令和元年10月15日一部変更)され、予防的ワクチン接種が推奨地域では実施可能となった。本県での予防的ワクチン接種実施の可能性を踏まえ、当該接種に係る手数料を整備する必要が生じたため改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1)受益と負担の公平の確保を図るため、豚熱予防薬の注射に係る手数料を新たに徴収する。 (2)家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく豚熱予防薬の注射に係る手数料、1件につき200円を新設する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>4 調整規定 この条例の施行の日が、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第 224 号の摘要については、同号中「豚熱」とあるのは、「豚コレラ」とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p><u>(223) 略</u></p> <p><u>(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射 1件につき200円</u></p> <p>(225)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p><u>(223) 削除</u></p> <p><u>(224) 略</u></p> <p>(225)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の施行の日が家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第224号の摘要については、同号中「豚熱」とあるのは、「豚コレラ」とする。

条例名等	鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の開設及び卸売の業務についての許可に関する規定等が削られたことに伴い、条例を廃止する。</p> <p>2 概要 (1)鳥取県地方卸売市場条例は、廃止する。 (2)施行期日は、令和2年6月21日とする。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年2月4日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年2月4日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1)和解の相手方 国</p> <p>(2)和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金6,615円を和解の相手方に支払うものとする。</p> <p>(3)事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年12月4日 午後4時20分頃 イ 事故発生場所 八頭郡八頭町郡家地内 ウ 事故の状況 鳥取県東部農林事務所八頭事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、路外から道路へ進入してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 6,615円 うち、保険支払額0円、県費支出額6,615円(免責額3万円) ・県側車両損害額 72,655円 うち、相手方からの賠償額58,124円、県実質負担額14,531円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年2月4日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年2月4日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1)和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2)和解の要旨 県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金69,460円を和解の相手方に支払うものとする。</p> <p>(3)事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年11月5日 午後0時35分頃 イ 事故発生場所 鳥取市賀露町西四丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県農林水産部水産振興局水産課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、後方から後退してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 69,460円 うち、保険支払額39,460円、県費支出額30,000円(免責額30,000円) ・県側車両損害額 120,208円 うち、相手方からの賠償額60,104円、県実質負担額60,104円</p>

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	農業大学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	31台 2台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	4,340,160	令和2年2月1日 ～令和6年1月31日	鳥取県立農業大学校
2	畜産試験場	物品	電話交換機 電話機	1式 34台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	776,160	令和2年1月1日 ～令和7年12月31日	鳥取県畜産試験場
3	水産試験場	物品 保守	デスクトップパソコン	2台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	337,920	令和2年1月1日 ～令和5年12月31日	鳥取県水産試験場

11

12